

令和7年度 弁護士相談日程表

1 日程及び会場

(原則として毎月第1火曜日・第3金曜日開催、ただし5月は第2火曜と第4金曜、3月は第4金曜に開催)

年	相談日	予約開始日	会場
令和7年	4月1日	3月18日(火)	鶴ヶ島市役所 会議室 ※予約受付時にお伝えします
	4月18日	4月4日(金)	
	5月13日	4月28日(月)	
	5月23日	5月9日(金)	
	6月3日	5月20日(火)	
	6月20日	6月6日(金)	
	7月1日	6月17日(火)	
	7月18日	7月4日(金)	
	8月5日	7月22日(火)	
	8月15日	8月1日(金)	
	9月2日	8月19日(火)	
	9月19日	9月5日(金)	
	10月7日	9月22日(月)	
	10月17日	10月3日(金)	
	11月4日	10月21日(火)	
	11月21日	11月7日(金)	
令和8年	12月2日	11月18日(火)	
	12月19日	12月5日(金)	
	1月6日	12月16日(火)	
	1月16日	12月26日(金)	
	2月3日	1月20日(火)	
	2月20日	2月6日(金)	
3月3日	2月17日(火)		
3月27日	3月13日(金)		

2 相談時間

午後1時20分から午後4時20分まで(おひとり20分 最大9人)

3 予約が必要です。 ※鶴ヶ島市民対象。市内在勤、事業者は対象外。

予約開始日(原則相談日の2週間前)の朝8時30分から予約を受け付けます。
電話もしくは窓口(2階 地域活動推進課)で予約をしてください。

4 回数制限があります

市民の皆様にご相談をさせていただけるよう、**年に2回まで**の回数制限があります。
キャンセルの場合はできるだけ早めに(遅くとも当日の午前中まで)に連絡を下さい。
無断キャンセルと、直前(当日正午以降)のキャンセルは、相談を1回した扱いとなります。

5 その他

会場は、都合により変更する場合があります。